

私学共済事務担当者連絡会テキスト(令和7年度発行) 正誤表

頁	誤	正				
P17 2 共済定期保険 退職後継続の年齢 要件の撤廃	令和7年度から退職時の年齢に関係なく、共済定期保険事業に1年以上加入（保険料を2回以上振替）している人は、退職後も最長70歳まで継続可能（手続き不要）となりました。	令和7年度から退職時の年齢に関係なく、共済定期保険事業に1年以上加入（保険料を2回以上振替）している人は、退職後も最長70歳まで継続可能（手続き不要）となりました。 <u>さらに、令和8年度（令和7年度後期募集）からは、この退職後の継続年齢を最長80歳まで延長することにしました。</u>				
		継続可能年齢（更新可能年齢）				
		家族年金コース	70歳	 <table border="1"><tr><td>80歳</td></tr><tr><td>79歳</td></tr></table> 変更なし	80歳	79歳
		80歳				
		79歳				
3 大疾病保障コースおよび医療費支援コース	70歳					
医療保障コース	69歳					
P20 2 施設利用補助券 1）の1行目	令和8年度については	削除				
P20 2 施設利用補助券 1）の3行目以降	<u>8年度に利用できる施設利用補助券（有効期間8年4月1日～9年3月31日）</u> は、8年1月上旬に送付するブロック広報誌に同封します。	<u>8年度・9年度に利用できる施設利用補助券（有効期間8年4月1日～9年3月31日、9年4月1日～10年3月31日）</u> は、8年1月上旬に送付するブロック広報誌に同封します。 （2年度分を送付・現行サイズの約1/2に変更）				
P20 2 施設利用補助券 2）の3行目以降	<u>令和8年3月から、施設利用補助券（有効期間8年4月1日～9年3月31日）</u> を私学共済ブックに同封して学校法人等へ送付します。	<u>令和7年12月から、施設利用補助券（有効期間8年4月1日～9年3月31日、9年4月1日～10年3月31日）</u> を私学共済ブックに同封して学校法人等へ送付します。 （2年度分を送付・現行サイズの約1/2に変更）				